

## 社会医療法人の法令上の認定・存続要件の整理状況

「社会医療法人の認定について」(厚生労働省医政局長通知(医政発0329第36号H31.3.29)抜粋)

※医療法第42条の2第1項第4号ロ及び同法施行規則第30条の35の2の規定に基づく整理

2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める二次医療圏域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。

### 【要件充足の判断】

- ① 社会医療法人大道会は森之宮病院(大阪府)で救急医療等確保事業を既に実施しており、「1の都道府県(大阪府)に病院を開設」し、かつ「救急医療等確保事業」の要件を充足している。
- ② 「ボバース記念病院」と「県立障害児者リハビリテーションセンター(以下、「センター」という。)」の間で、肢体不自由児者の患者に入院が必要となった場合の連携※のほか、医療従事者の人的交流・研修等の業務を含めて一体的に医療サービスを提供していくことにより「医療の提供が一体的に行われている」の要件を充足していく。  
※ 社会医療法人大道会の医師にヒアリングしたところ、患者の約3割が兵庫県民である。

### 【他方で開設の都道府県の診療所で救急医療等確保事業の要件不適用のための基準】

厚生労働省医政局長通知第2・4・(2)	案に基づく整理状況
① 当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること	<p>★<b>該当府県の医療計画を変更し必要事項を盛り込む。</b></p> <p>【兵庫県保健医療計画】 「第4部第11章2(地域リハビリテーションの推進)の【推進方策】(3)(P268)」及び「第5部第9章(保健・医療・福祉が連携した提供体制の構築)の【推進方策】(7)(P328)」の内容を更新する。</p> <p>【大阪府医療計画】 「医療機能表」等を修正する。</p>
② 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村(当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下、「隣接市町村」)に所在すること	<p>★<b>左記条件を満たしている。</b></p> <p>→ 大阪市全体を二次医療圏域としており、尼崎市はこれに隣接している。</p>

<p>③当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。 ※「近接」とは、概ね10km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね30分以内で到達が可能であるもの。</p>	<p>★左記条件を満たしている。 → センターから一番遠い場所となる老人保健施設グリーンライフは約9km圏内（直線距離）に所在。（道路距離で約15km。自動車概ね30分で到達可能）</p>
<p>④当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。 ※「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して10倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの</p>	<p>★左記条件を満たしている。 → ボバース記念病院の病床数は98床（新設の診療所の病床数は0）かつ「センター」は、「ボバース記念病院」と自動車概ね30分で到達可能な地理的環境にある。</p>

### 【参考】障害児者リハビリテーションについての検討状況

県では、「県東部における障害児者リハビリテーション医療のあり方検討会」の報告（平成31年1月）を踏まえ、脳性まひ等の肢体不自由児者を中心とした障害児者リハビリテーションの課題※1に対応するため検討を行い、診療・リハビリテーションを実施する県立診療所（無床）の令和2年1月頃の開設（設置場所：民間商業施設アマゴッタ（阪神尼崎駅近隣））を目指してきた。

#### ※1 脳性まひ等の肢体不自由児者を中心とした障害児者リハビリテーションの課題

- ・障害リハビリテーションを児者を通して受け入れる医療機関は全県で下記5箇所あるが、最も人口規模の大きい県東部には、原則的に児者を通して受け入れる施設はない状況である。

①にこにこハウス医療福祉センター（神戸市北区）、②中央リハビリ病院（神戸市西区、旧のじぎく患者のみ）、③明石市立ゆりかご園診療所（明石市）、④医療福祉センターのぎく（多可町）、⑤総合福祉通園センター・ルネス花北（姫路市）、（※兵庫県「障害児（者）に対するリハビリ医療実態調査」（H29.8）より）

- ・障害児（者）リハビリテーション料は特に18歳以上の診療報酬が低く、収益性の観点から民間病院等では実施が困難である。
- ・医療法別の障害児者リハビリテーションの待ち状況では、主に肢体不自由児者を対象とする理学療法が、県東部において特に長期化。
- ・脳性まひは、加齢（30歳代後半頃から）に伴いADL（日常生活動作）等の低下を来たしやすく、親の高齢化等も踏まえ、より身近な地域での支援が望ましい。

肢体不自由児者向けのノウハウを持つ理学療法士等が県内で少ないことから、当該分野に豊富な人材を有する社会医療法人大道会に指定管理者への就任を打診し、内諾を得ているが、同法人内では、要件が不足し、社会医療法人の認定取消し等※2を危惧する声がある。

なお、同法人からは、兵庫県からの指定管理の受託にあたっては、法令上の要件で求められる「救急医療等確保事業」の実施については、兵庫県内で法人内のその他の医療機関もなく不可能である旨の回答を得ている。

#### ※2 認定取消があった場合の優遇税制の取消しの主な内容

- ・法令上の要件を満たさない場合は、社会医療法人の認定取消しや優遇税制の取消し等が生じるおそれがある。
  - ①医療保健業に対する非課税措置の取消
  - ②認定取消日までの収益累積額を取消年度の益金に全額算入した上での一括課税